

村山市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

計画の概要

- 位置づけ：新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により県の行動計画を踏まえた市の行動計画（平成26年3月策定）
- 方向性：新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や、これまでの関連法令等の改正を踏まえ、国では令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を全面改定し、また、県においても令和7年10月に改定された。これらの改定の趣旨を踏まえ、本市においても、感染症危機に備えて平時から必要な準備を進め、発生時により実効性のある対策を講じることができるよう、取り組むべき対策を「時期別」及び「項目別」に整理するとともに、対策の充実・強化を図るため、市行動計画を改定する。

【特措法上の「新型インフルエンザ等」の対象】

- ・新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
- ・新型コロナ、再興型コロナ
- ・指定感染症（既知の感染症で重篤なもの）
- ・新感染症（未知の感染症で重篤なもの）

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 （令和6年7月改定）

新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、抜本的に改定された。新型インフルエンザ等に限らず、幅広い呼吸器感染症に対応できるよう内容を充実させ、「準備期」「初動期」「対応期」の3段階を設定し、特に平時からの「準備期」における取組を強化している。

- ・新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題等を踏まえ、13の対策項目を設定
- ・複数回の感染拡大を想定し、感染状況に応じて各種対策を機動的に切り替えることを明確化
- ・平時からの備えを重視し、情報収集・分析、検査、医療、ワクチン、治療薬等の対策を充実
- ・国、地方公共団体、関係機関等の役割や連携を明確化し、感染症危機への対応力を強化

山形県新型インフルエンザ等対策行動計画 （令和7年10月改定）

国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定及び新型コロナウイルス感染症への対応経験・課題を踏まえ改定。「山形県感染症予防計画」に定める医療分野の対策を反映し、平時から関係機関との連携強化、人材育成・訓練、DXの推進、県民への普及啓発等に取り組み、感染症の発生・まん延に備えた医療提供体制を構築する。また、感染拡大時には、感染拡大防止と社会経済活動継続のバランスを踏まえ、感染状況に応じて対策を柔軟に切り替える。

計画の構成

【目的】

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民の生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【変更の概要】

今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、これまでの6段階に分かれていたフェーズを準備期、初動期、対応期の3段階に変更。また、新たな項目としてリスクコミュニケーション、保健、物資を追加し、本市の対応の見直しと体制を整備するもの。

【対策推進にあたっての留意点】

- ・平時からの備えの充実（関係機関の連携強化、人材育成・訓練の実施、DXの推進、市民への普及啓発など横断的視点を持った取組み）
- ・感染拡大時における、感染拡大防止と社会経済活動継続のバランスを踏まえた対策の切替え

【項目別・時期別の主な対策】

フェーズ 対策項目	準備期 （未発生段階）	初動期 （国内外で初発事例が 確認された段階）	対応期 （国内発生～拡大期）
①実施体制	○市行動計画及び市業務継続計画の作成 ○平時からの実践的な訓練及び関係機関との連携体制の構築	○市対策本部の設置の検討 ○人員体制の強化及び財源確保の検討	○緊急事態宣言後、直ちに市対策本部を設置 ○職員の派遣・応援への対応 ○財源の確保及び対策の実施
②情報提供、共有・リスクコミュニケーション	○発生時に備えた情報提供・共有体制の整備	○市民等への的確な情報提供・共有 ○双方向のコミュニケーションの実施 ○コールセンター等の設置	○コールセンター等の設置継続
③まん延防止	○発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進	○業務継続計画に基づく対応の準備 ○まん延防止対策の準備	○医療に関する相談及び生活支援の準備 ○感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援を実施
④ワクチン	○県や医療機関との連携による接種体制構築に向けた準備 ○予防接種関係システムのDX推進	○県や医療機関との連携による接種体制の構築に向けた調整 ○必要資材等の確保に向けた準備	○接種体制の構築及び拡充 ○ワクチンの有効性等に関する情報の発信 ○予防接種健康被害救済制度についての情報提供
⑤保健	○県、近隣市町村等との連携・協力体制の構築及び強化		○県と協力し、健康観察及び生活支援
⑥物資	○感染症対策物資等の備蓄	○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	
⑦市民の生活及び地域経済の安定の確保	○事業者や市民に対し、衛生用品や生活必需品等の備蓄の勧奨 ○火葬体制の構築	○生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼びかけ ○遺体の火葬・安置の準備	○市民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ○遺体の火葬・安置の対応